

令和7年度第2回旭市子ども・子育て会議

旭市乳児等通園支援事業  
(こども誰でも通園制度)

令和8年1月26日(月)

旭市子育て支援課

## 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

### (1)こども誰でも通園制度とは

乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、保育所に通っていない3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度として創設されるものです。

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、子育て家庭への支援を強化することを目的としています。

令和8年4月1日から、全ての対象児童が利用できるよう、全国の自治体で事業が開始されることとなります。各自治体から認可された保育所や認定こども園等で実施するもので、旭市では、民間の保育施設において事業の実施を予定しています。

## (2)事業の概要

### 1 事業の目的

- ・全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備
- ・全ての家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化

### 2 事業を実施できる者

- ・市から乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所等
- ※認可基準や手続きは、市の条例、規則等の整備を経て決定する。

### 3 実施方法等

- (1) 対象となるこども ➔ 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども
- (2) 利用可能時間 ➔ こども1人につき、月10時間(上限)
- (3) その他要件 ➔ 事業の区分(一般型又は余裕活用型)により異なる。
- (4) 事業開始予定日 ➔ 令和8年4月1日

### 4 利用者負担

- ・こども1人1時間あたり300円程度
- ※300円程度を標準とし、実施施設において設定する。

### 5 単価等 (市から実施施設へ支払う給付費)

- (1) 単価
  - ア 0歳児:こども一人1時間あたり1,700円
  - イ 1・2歳児:こども一人1時間あたり1,400円
- (2) 加算 こどもを受け入れた際の単価に加え加算(要件等あり)
  - ア 障害児:こども一人1時間あたり600円
  - イ 医療的ケア児:こども一人1時間あたり2,500円
  - ウ 要支援家庭のこども:こども一人1時間あたり600円
  - エ 初回対応加算:1回あたり0歳児1,700円、1・2歳児1,400円
  - オ 生活困窮家庭等負担軽減加算:家庭状況により300円または200円上限
  - カ 保護者支援面談加算:1回あたり1,400円

### 6 一時預かり事業との関係

- 一時預かり事業
  - ➔保護者の立場からの必要性に応じたもの
- こども誰でも通園制度
  - ➔家庭だけでは得られない経験を通して、こどもの育ちを支援することが目的
  - ※利用者の目的に応じて適切に使い分けていただけるようにすることが重要



### 3. 計画目標

第3期旭市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:R7~R11)の中で、事業の開始時期を令和8年度とし、計画期間内の各年度における本事業の量の見込み及び提供体制の確保策について記載しています。

〈参考〉 第3期子ども・子育て支援事業計画抜粋(P110)

#### 【事業概要】

保護者の就労を問わず、月10時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる事業です。

#### 【量の見込み】

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み				17	17	17	17

#### 【提供体制の確保策(確保の考え方)】

ニーズ量を注視し適量の受け皿を確保しながら、必要に応じた利用ができるよう実施します。

また、改正後の子ども・子育て支援法において、本事業に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容についても計画の中で定めることとされました。市では、地域の教育・保育施設と連携し、本事業の利用を終了した児童の受け入れ枠の確保に努めるほか、施設利用への円滑な移行支援等を行うこととし、これらの取り組みについて定めた代用計画を策定する予定です。

## 4. 指導監査

本事業を実施する事業所が、条例等に定められた基準を遵守しているかどうか、市による指導監査を実施することとされています。原則として、年度ごとに1回以上、事業所の設備や職員の配置、利用児童数等について、適正に運営されているか、実地での検査を行います。

## 5. スケジュール

- |         |   |
|---------|---|
| R7.7月   | 事前相談・所要額調査(民間事業者)   |
| R7.11月  | 条例制定<br>・旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例<br>・旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例                  |
| R8.1～2月 | 事業認可等申請書及び確認申請書等受付<br><br>条例施行規則制定(事務手続きにかかる規則)   |
| R8.3月   | 申請書の審査・現地確認等<br><br>子ども子育て会議での意見聴取<br><br>子ども・子育て支援事業計画の変更(代用計画の策定)<br><br>実施事業者の認可・確認・公示 |
| R8.4月～  | 事業開始  |